

さらなる空間線量率の低減を目指します。

## 安心して生活できる環境を取り戻すため 除染を進めています

住宅除染は、「ふるさと除染実施計画」に基づき、平成23年10月から5年計画で進めてきましたが、除染の加速化を図り、6カ月計画を前倒しし、平成27年度末でおおむね完了となりました。

平成28年度は引き続き、空間線量率の一層の低減に向けて生活圏の森林除染を実施するほか、仮置場の設置を進め、道路除染の実施と除去土壌の現場保管の解消を図ります。

### ■問／除染推進室

☎535-1136・515-5005・515-5006

### 生活圏森林除染

住宅周辺に森林がある居住者の生活環境の空間線量率を低減するため、低減に有効な範囲内で、住宅などに隣接する森林や斜面など、林縁から20mまでの範囲を目安に除染を実施します。



### 道路除染

仮置場が設置された地区から、市道、法定外道路(里道)、私道などの除染を実施します。

※国道・県道は道路管理者である国・県で除染を実施します。



## 信陵地区で新たに2カ所の仮置場を設置

新たに信陵地区で2カ所の仮置場の設置が決まりました。これにより、市内の仮置場は16カ所となりました。

新たな仮置場の設置により、地区内の宅地などの現場保管の除去土壌と道路などの除去土壌が全て保管できる見通しです。平成28年度の冬頃から除去土壌の一部を搬入開始する予定です。宅地内の現場保管を解消し、市民の皆さんが安心して生活できる環境を一日も早く回復するため、今後も除染作業全体のため、今後も除染作業全体のため、今後も加速化に努めていきます。

※各地区ごとの仮置場の設置状況は、市政だよりに折り込みの放射線対策ニュースをご覧ください。



### 仮置場の確保を進めます

市民の皆さんとの対話を第一に、各地区の地域除染等対策委員会などのご協力をいただきながら、連携して仮置場の設置に全力で取り組んでいます。引き続き、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

なお、現在国が設置を進めている中間貯蔵施設への搬入が可能になり次第、仮置場や現場保管の除去土壌などは、速やかに中間貯蔵施設へ搬出します。今後も早期搬出に向け、国へ継続して要望していきます。

### 除去土壌の現場保管の継続にご協力をお願いします

仮置場の設置と整備を引き続き進めます。受け入れ準備が整うまでの間、現場保管の継続にご理解とご協力をお願いします。